

平成28年12月16日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

庁舎再編整備特別委員会
委員長 星吉寛

庁舎再編整備特別委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 庁舎再編整備について
(2) その他

- 2 調査の経過 12月16日委員会を開催し、市長より新庁舎建設への考え方及び進め方について説明を受け、質疑を行った。
その他で、議会報告会の要望等事項の取り扱いについて協議し、今後も引き続き慎重に調査していくこととした。

庁舎再編整備特別委員会会議録

1 調査事件

(1) 庁舎再編整備について

(2) その他

2 日 時 平成28年12月16日 午前10時

3 場 所 広神庁舎3階 議場

4 出席委員 大平恭児、富永三千敏、岩井富士夫、志田 貢、佐藤敏雄、岡部計夫、大平栄治、遠藤徳一、渡辺一美、佐藤 肇、関矢孝夫、星野武男、高野甲子雄、星 吉寛、下村浩延、本田 篤、森島守人、大屋角政、森山英敏、(浅井守雄)

5 欠席委員 なし

6 説明員 佐藤市長、森山企画政策課長、堀沢財政課長、佐藤土木課長

7 書 記 櫻井議会事務局長、中川主任

8 経 過

開 会 (10:00)

星委員長 定足数に達していますので、ただいまから庁舎再編整備特別委員会を開会します。

(1) 庁舎再編整備について

星委員長 日程第1、庁舎再編整備についてを議題とします。

まず、一点報告をいたします。11月4日の特別委員会で新庁舎建設予定地の地質調査に係る報告書の資料請求がありましたが、本資料につきましては、12月5日に議員控室の個々の棚に入れさせていただいておりますのでご確認願います。内容につきましては、報告書抜粋となっております。報告書全文については議会事務局に備えてありますので、閲覧可能となっております。以上報告といたします。

次に、新市長の庁舎再編整備に関する考え方が報道されております。議会としましても回数を重ね、庁舎再編整備について議論をしてきたところであります。改めまして、市長の新庁舎建設への考え方、進め方等について12月13日新潟日報で報道発表されました内容について説明を求めるものであります。

佐藤市長 今ほど委員長のほうから委員会の審議経過、それから新たな市庁舎の建設につい

ての質問がございましたので、お答えをさせていただきたいと思います。まず、皆さん方が特別委員会において審議した経過、内容について私は全部把握しているわけではございませんが、皆さん方議会において1万平米以下、7,000平米での庁舎が適当であろうという議決もいただいているというふうに聞いております。また、契約も相互に齟齬があったとはいえ、瑕疵が認められるという、これも無効であるという決定も議会の側でされてるということも聞いております。私はこの庁舎につきましては、基本的に防災機能は備えることは当然であります。今の庁舎のデザイン図では、この地域のこれからの、冬場の雪の対策あるいは将来的なコストを考えると、とても過大すぎるということが私の中でも懸念をされております。防災機能としてしっかり機能すれば、長岡市のアオーレのような複合的な施設ではなくて、事務庁舎として十分機能すればいいものであろうと思っておりますので、シンプルかつ機能的な庁舎を求めてすれば、皆さん方のご決定の7,000平米以下でも十分可能だというふうに考えております。また、これからのコスト的な面も含めると、一般的に建設事業費の8%から10%がランニングコストとしてかかってくるということになりますと、50億円でつくるのがいいか、30億円でいいのか、もっともっとシンプルにして形状も耐震化をちゃんとすれば工事価格も下がるということも考えられますので、そういったことでシンプルな庁舎、この後人口減少に入っていく魚沼市でありますので、孫子の時代までしっかりとつけをまわさない形の行政のあり方が求められてるだろうと思っておりますので、そういったことで方向転換を、まずさせていただくという公約をさせていただきました。これにつきましては、これから皆さん方にも議論していただくことになるとは思います。いずれにしても今の状況で契約の状況をそのまま進捗させていくと、どんどん経費もかさみますので、就任日の12月12日に最初は口頭により、文書による業務の中止命令を出させていただいております。これまでの成果品についてもあわせて提出するよう求めておりますので、契約の解除という形には今のところしておりませんが、いずれにしても紳士協定の中で契約されてるという事実は事実として、受け止めなければならないと思っておりますので、今契約している相手方としっかりとこの後協議をさせていただいて、方向性を出していきたい、決定していきたいと思っております。今の皆さん方の考え方がどこまで思っているかわかりませんが、将来的な雪対策あるいはランニングコストを考えると、本当にこれからの負担が大きいと、合併特例債という、そういうおいしいえさではなくて、この後の生の金がどんどんかかってくるということが想定されますので、その辺も含めて私のほうでは今の現計画をさらに縮小した形で機能的なものを求めていくということで、この選挙に当たっても公約しておりますので、その点も含めてご報告させていただきたいと思います。まだ、契約相手方との面談もしておりませんのでこの後のこととして、またその都度状況を皆さん方にお知らせしていきたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いをいたします。

星委員長　これから質疑を行います。庁舎の問題については、本会議の一般質問として取り上げる議員もおおるようでありますので、今回の報道に対するただいまの市長の考え方に対する質問に徹していただきたいと思います。議員各位の協力をお願いいたします。それでは質疑はありませんか。

高野委員　業務中止の関係については、口頭で申し入れたということによろしいですか。相手は了解されたということで受けとめてよろしいですか。

星委員長　　今ほど市長から説明した中に、文書で相手に申し入れたと。回答については、これからお話がありました。

高野委員　　相手はまだ了解はしていないということですか。

星委員長　　そういう段階です。ほかにありませんか。

遠藤委員　　きょうの特別委員会のあり方の中で、市長の報道発表の手順と言いますか、そういったことについて疑義があるということで議会側から申し入れたと伺っております。新聞報道に際して、議会、執行部に対する報告、市長が報道機関に発表されたことについて手順等に問題があったかなかったか、その辺の認識があるかお伺いいたします。

佐藤市長　　議会への報告が遅れたことについては、大変申し訳なく思っております。ただ、早急にやっぱりこの中止命令をかけておかないとどんどん引き伸ばしになりますので、そういったことで就任日にそれをまず行動を起こさないと、議会の日程をとりながら調整していくとどんどん先に進んでいくということもありますので、事後報告で大変恐縮ではありますが、そういった形をとらせていただきました。

岩井委員　　前大平市長と佐藤市長の討論会を聞いた市民の中に、今回の契約は無効であるということを理解して、あくまでも議会議決に沿った、今回の契約は無効であり破棄すべきだというふうに理解している市民がだいぶまだいるんですけども、それに対しての市長の考えはいかがでしょうか。

佐藤市長　　たしかに相互に瑕疵があったということは、お互いに認めていることであって、皆さん方にも前回の議会になるかわかりませんが、職員の処分も、それから市長、副市長の処分の提案もあったというように聞いております。市側も瑕疵があったと。また契約の相手方であります設計業者のほうも告知義務を怠っていたというようなことだと思うんですが、双方に瑕疵があるということでもありますので、一方的な瑕疵でない限りなかなか契約の解除という一方的なことはできないだろうと思っておりますので、今ほど私が申し上げましたように形状的にシンプルで、機能的な庁舎を求めて相手方がそれに添った形で協議できれば、それはそれで越したことはないと思うんですが、そうでない限りは新たに方向性を変えるわけですので、契約の解除を含めてそれは対応していかなくてはいけない部分ではあると思っております。ただ、司法上の契約というのは、口頭であっても契約は契約と認められておりますので、裁判所に行けばちょっと問題が出てくる可能性もありますので、そういったことを回避するためにも、しっかりとした対応はしていきたいと思っております。

岩井委員　　私は向こう側に瑕疵があった、こちら側にも瑕疵があったというのは、ちょっと理解できないところはあるんですが、要するに要項違反ということに関して、当時我々議員のほうからもこれはあくまでも要項違反であるということでもって追求したわけです。ただそれに対しての当時の副市長、それから当局側の答弁はいわゆる勇み足だったというような答弁で確か終始したと思います。私は勇み足なんてことは、当てはまらないというふうに思っています。あくまでもこの要項違反に関しては、例えばこれプロポーザルで2位、3位の業者もいたはずです。その中で今回のことが無効だということになれば、その人たちはもう一回きちんと土俵の上に乗せてくれと、乗せるべきではないかというような意見が出たときにはどういうふうに対処するのか。

佐藤市長　　要項違反というか、要項に定められた契約条項に合ってなかったということなん

ですが、市のほうもそれは確認をどういう形でしたか、あるいは受注者のほうはどのような形でそれを告知して了解をいただいたのか。そこがお互いに瑕疵があったことだろうと思っております。いずれ契約するので、これは事務を進めていく上で早急に契約しなければならないので、ここでさせていただきたいという話をしたんだろうと推察はできますが、いずれにしても4月に契約事務をして、その要項に定める契約条件を満たさないままに契約をしたということになると、判こを押した双方に瑕疵があるというふうになるんだろうと思っております。したがってこの取り扱いについては、非常にナーバスなものがあると思いますが、契約を一方的に解除すると裁判になってくる可能性もありますし、相互にきちんとこのことを認識した上で対応すべきだと思っておりますので、そこはできるだけ時間をかけないでやりたいと思っております。

関矢委員　　今ほど市長のほうから時間をかけないでという話がありました。ただ、やはり今回の庁舎建設問題、合併特例債、これを大前提に前市長はやってきたわけですけども、現佐藤市長も合併特例債を使うというような考えを示されておりますが、その中で設計の見直し、またこの回答というのをいつ頃までにお考えになっているのか。相手方にその辺の通告をされたのかどうか。

佐藤市長　　期間的な問題ではありますが、今の段階でどの程度の成果品が出てくるかわかりませんが、設計の専門家に言わせると、シンプルになればなるほど工事期間は短くなるというようなことで、3年以内に基本設計、実施設計、それから建築着手、完工までという3年以内であれば十分可能であると。もっと短い期間でもできるだろうという話もいただいております。基本設計も実施設計もシンプルになればなるほど短期間で済むということになりますので、4月、もしずれて4月1日から基本設計に入ったとしても、実施設計までに約1年半、工事で1年半ということで3年以内には十分可能だということで、合併特例債を使ったほうが今の段階では優利だということでもあります。そういったことで、その対応のタイムリミットに間に合うように取り組んでいきたいと思っております。今の契約の相手方と条件提示がなかなか折り合いがつかなくて、長引けば長引くほど問題化はしてきますが、そうならないようにしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

星委員長　　今回は報道に関する市長の考え方、これに特化して質疑願います。そのほかの案件については、改めて委員会を開催したいと思いますのでご理解をお願いします。

関矢委員　　報道に特化ということですけども、設計の見直しというような話であれば今のはそれに関連してと思っておりますので、質問させていただきたいと思っております。

星委員長　　どうぞ。

関矢委員　　長引けばという話ですけど、ある程度やはり今の現設計屋にもいつまでというようなことを明記したほうが、その後の計画だとか立てやすいかと思っておりますが、その辺の考えは市長にあるのかどうか。

佐藤市長　　今、設計業務の中止命令を出して成果品を提出してくださいという話をしております。早急に担当からいついつまでという文書で中止命令出しておりますので、成果品についてはいついつまでに提出しろという話で指示もできますので、そういったことでできれば早急にやっていきたいと思っております。あまり年を越したくないというのが真情ではありますが、相手方のあることですので、スムーズな事務処理ができるようにしていきたいと思っております。

佐藤(肇)委員　今回、中止命令を出した部分というのは、庁舎の設計業務だけと理解させていただきたいんですが、ほかにも関連する事業がいくつか市のほうで進められてるところがあるかと思うんですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

佐藤市長　たしかにおっしゃるとおり、設計業務についてだけ申し上げさせていただきます。中止命令かけさせていただいておりますが、地質調査ですとか、周辺調査については、これはもう位置が皆さん方の多数議決で決まっております、ここから今の段階で変更することはできないと思っておりますので、位置に関するもので地質だとか、気象条件だとかという調査は継続していかないと、ここまでストップかけると、この後の建設に影響してきます。そういったことでありますので中止命令は出しておりませんし、事業のほうは位置が決まっている以上は進めていきたいと思っております。

渡辺委員　関連になりますけども、中止をされたのが設計業務委託のところであると。その設計業務委託の中には、ワークショップもするというのも一緒に入っているかと思いません。ワークショップのメンバーのほうからは、自分たちが今まで積み上げてきたことがどうなるのか、そしてまた、実は市長が就任する前に、本来でしたら明日する予定であったものが延期の手紙が来た。市長がそれをしたのか。それとも前の事務方のほうがそうしたのかわからないけれども、今一つはっきりしない中で私たちが積み上げてきたものはどうなるのかというような心配をされていますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

佐藤市長　ワークショップの延期については、就任前でありますので私が指示出せるわけじゃなくって、選挙が4日でしたので、その後で恐らくそういう事になるだろうということ想定して事務方が進めたことだろうと思っております。私が指示出せる状況ではありませんので、そういうことではないです。それから、ワークショップの内容であります、まるっきり無駄にするということではなくて、この後設計変えをしたとしても、市民の声というのはしっかり聞いていくということになりますので、今、重ねたワークショップの意見がどれだけ酌み取れるかわかりませんが、形状が変わるということは利用方法も変わってくるという可能性もありますので、市民の声はしっかりと受け止めるということを含めて、考えております。逆に、ワークショップするそういう時間が少なくて済むのかなと思っておりますので、酌み入れられるところはしっかりと酌み入れて、これからの取り組みをしていきたいと思っております。

星委員長　先ほど私が言いましたように、報道関係に対しての質問を中心にお願ひしたいと思います。

渡辺委員　せっかくの委員会ではありますが、それに特化してということですが、本当に必要かどうかということもありますし、また、次の委員会がいつ開催されるかわからない中で住民の皆さんが心配していることを議員として、また委員会としてしっかりと市長に聞いていくことは私は当然あるべきことだと思いますので、発言の制限をすることのほうがいかなものかと思いますが、そのあたり皆さんに諮っていただきながら進めていきたいと思っております。

遠藤委員　一般質問の通告が始まっていて、庁舎に関して通告してる人もいます。委員長もそうってますし、そういったことも加味していただきたい。

渡辺委員　通告の期限は27日ありますので、それまでに市長のほうからしっかりと回答が得られれば、それはまた通告の内容が変わるということも当然あることですし、し

っかりと住民が関心を持ってることにつきましては、この委員会でどうしたらいいのかを諮っていただきたいということで言いましたし、今、異議なしという発言もございました。委員長のほうでお諮らっていただきたいと思います。

星委員長　しばらくの間、休憩します。

休　　憩（10：22）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（10：23）

星委員長　休憩を解き、会議を再開します。

ただいまの渡辺委員からの発言については、議長預かりとさせていただきます。

浅井議長　委員会運営上の関係でありますので、議長の範疇にもなります。私が今までの経緯、経過をお話ししながら今後の進め方を委員長と相談して提案をしたいと思います。まず、この庁舎に関して既に報道されております。それを受けまして、当日、私のほうからも委員長の許可を得て、この特別委員会を開催する旨要望させていただき、急遽本日の開催となりました。先ほど私のほうで確認しましたが、一般質問の中に数名の方がこの庁舎に関して通告をされております。この現状を鑑みて最初に委員長がお諮りしたとおり、報道関係の範疇内で本日の委員会は運営していただきたいと、委員長に申し入れをさせていただきたいと思います。

星委員長　ただいま議長の発言がありました。委員長といたしましても、そのとおりこの委員会を進めさせていただきたいと思います。そのほか質疑はありませんか。（なし）本件については、引き続き調査をすることとし、本日は以上としたいと思います。

（2）その他

星委員長　日程第2、その他を議題とします。執行部から何かありませんか。（なし）委員の皆さんから執行部に質疑等ありませんか。

佐藤(敏)委員　前回の委員会で、ワークショップの皆さんと懇談会をぜひしていただきたいと発言しております。その件についてはいかがでしょうか。

星委員長　ただいま考えております。

ほかにありませんか。（なし）なければこの後は、議会内部の協議になりますので執行部の方々は、退席をお願いいたします。（執行部退席）しばらくの間、休憩します。

休　　憩（10：27）

再　　開（10：28）

星委員長　休憩を解き、会議を再開します。

次に、議会報告会における意見・要望等について議題といたします。12月6日議長及び各議員へ報告がなされ、庁舎再編特別委員会の所管となった意見・要望について、その取り扱いを検討、協議いたします。当委員会の取扱いの区分は、配布資料のとおり実行委員会で仕分けされ報告をいただいております。配付済みの平成28年第2回議会報告会意見・要望取扱い区分に基づき、これより検討いたします。当委員会の該当は、38番から55番の18項目で、区分は全て「A」区分であります。この18項目につきましては、当委員会の重要な調査事項でありますので、委員会として、これらの意見等を踏まえ、スケジュール等を考慮しながら、今後も引き続き慎重に調査していくこととし、まとめさせていただきますと思いますがご異議ありませんか。（異議なし）そのように決定しました。

そのほか委員の皆さんから、ご意見、協議事項等はありませんか。（なし）以上で、その他を終わります。本日の会議録の調製については委員長に一任願います。本日の庁舎再編整備特別委員会はこれで閉会します。

閉 会（10：30）